

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年度
1	病床等機能分化・連携促進基盤整備事業	・病床機能転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助するとともに、地域医療調整会議の開催経費や調査研修経費への支援等を行う。 ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用の一部を補助する。	医療機関	病床機能の分化・連携を推進し、不足する病床機能の充足を図る。	339,675	○
2	宮崎大学医療資源データベースを活用した地域医療構想推進事業	医療資源情報データベースを用いて、圏域ごとの医療機能の提供体制に係る協議や分析に寄与する資料の作成を委託するとともに、地域医療構想アドバイザー等を派遣した説明会等を開催する。	宮崎大学	県内の医療資源に係るデータベースをもとに現状を可視化することで、地域医療構想調整会議での議論が円滑に進み、効率的な会議の運営が図られ、地域の課題解決に向けた取組等の推進につなげる。	10,257	○
3	救急医療体制における機能分化・連携推進事業	脳卒中や急性心筋梗塞の広域的な救急医療拠点、二次医療圏における救急医療体制に欠かせない医療機関の機能強化を図るため、必要な設備整備を支援する。	医療機関	構想区域内あるいは広域での救急医療拠点の充実・強化が図られ、急性期病床機能の集約化が進むことで、各医療圏における救急医療の役割が明確となり、病床機能の分化・連携の促進につなげる。	75,600	○
4 改	医療介護の多職種連携推進事業	慢性期病床等の解消を図るため、県及び関係市町村が定める圏域で、医療と介護が連携するための課題抽出や解決策の検討等を行う場を設置し、課題解決のための研修を実施する。 また、医療から介護へのスムーズな移行を図るための環境整備として、患者の情報共有を促進するICTシステムの導入、改修を行う。	県、各市町村、保健所	切れ目のない医療と介護のサービスを提供するための専門職の協議の実施など、市町村等関係機関への様々な支援を行うことにより、住民が住み慣れた地域で生活するための医療と介護の連携構築を図る。	14,241	○
5 改	地域医療支援病院等における医科歯科連携推進事業	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、県内4地区に調整窓口を設置し、歯科衛生士を配置する。 調整窓口では、病院等からの依頼を受け、地域の歯科診療所と調整し、患者の口腔ケア等を実施。また、退院後の歯科診療所の紹介等を行う。	県、県歯科医師会	入院患者等に口腔ケアを行うことで、口腔内合併症の減少や肺炎予防等が期待でき、早期回復・早期退院につなげる。 在院日数の短縮を図るとともに、病床の機能分化を進める。	11,500	○
6	がん医療均てん化推進事業	国の指定するがん診療連携拠点病院等のないがん医療圏(県北・県南)において、がん医療の中心的な役割を果たす医療機関に対し、専門的ながん医療を提供するのに必要な医療機器及び施設の整備を支援する。	対象医療機関	がん医療圏ごとに、がん医療の中心的役割を担う医療機関の設置及びがん医療提供体制の充実を目指す。	120,000	○
7 改	ICTを活用した中山間地域診療支援推進事業	中山間地域の医療機関に勤務する医師は総合的に様々な疾患を診ているが、脳卒中や循環器病などの重症患者が発生した場合人的・医療的資源に乏しく非常に厳しい状況となるため、中山間地域の医療機関(Spoke施設)と宮崎大学等(Hub施設)を結び対応や処置などを相談できるシステムの整備を支援する。	宮崎大学	・救命率の向上や後遺症の改善などにつなげる。 ・中山間地域で勤務する医師の負担軽減や医師確保につなげる。	14,610	○
8 改	公立病院等の将来計画策定支援事業	地域医療構想では、まず公立病院の病床機能や果たす役割を検討することとされている中、2025年以降にむけ、県民が安心して生活できる効率的・効果的な医療体制を地域が主体となり検討していく必要があることから、市町村等が行う公立病院等を含む医療機関の再編・ネットワーク化の将来計画の策定を支援する。	市町村等	2025年に向け、地域でふさわしいバランスのとれた医療提供体制を構築するための将来計画策定を支援することにより、効率的・効果的な医療提供体制の構築が図られ、中山間地域で生活する県民の医療に対する満足度に反映される。	30,000	○
9 新	県西部圏域高度急性期医療機能強化事業	都城市郡医師会病院は医療圏内の中核的役割を担っているが、一方で、急性大動脈解離StanfordA型や急性硬膜下血腫などの疾患に対しては対応が困難なため、圏域外の医療機関に転送せざるを得ない現状にある。また、圏域内の循環器系の患者数は、将来的に増加が推計されている。このため圏域内で治療を完結すべく「心臓・脳血管センター」の整備を支援する。 ※基金予算額は令和5～7年度の3年間の総額であり令和7年度に事業完了予定	都城市郡医師会病院	都城北諸県医療圏はもとより、周辺医療圏における循環器病の集約化が図られることで、急性期医療を担う当該病院と回復期以降を担う連携医療機関との医療機能の分化連携が図られる。また、圏域外へ搬送していた患者の治療を地域で完結させることができるようになり、ドクターヘリや救急車による圏域外への搬送も減らすことができ、圏域内の救急搬送も充実させることができる。	1,534,112	○

「過年度」に○がついている事業は、過年度基金を活用予定であることを表す(一部活用も含む)。

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に係る事業

新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年度
1	病床機能再編支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(単独支援給付金) 医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。 ・(統合支援給付金) 複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に対し、減少する病床数に応じた給付金を支給する。 ・(債務整理支援給付金) 複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給する。 	県	地域医療構想調整会議・医療審議会の合意を踏まえ、病床減少を伴う病床機能再編や統合に取り組む医療機関に対し財政支援することにより、地域医療構想の実現に向けた取組が促進される。	239,400	○

「過年度」に○がついている事業は、過年度基金を活用予定であることを表す(一部活用も含む)。

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

II 居宅等における医療の提供に関する事業

新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年度
1 改	訪問看護推進事業	訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得させるための研修会等を開催するとともに、訪問看護師等の質の向上や連携強化のための研修会を開催し、訪問看護師の人材確保や育成、訪問看護ステーション等の管理者養成を促進する。 また、機能強化型訪問看護ステーションを活用した研修等により、在宅での高度医療に対応できる実践力のある訪問看護師・管理者を養成するとともに、広域的な人材育成の充実・強化を図る。	県看護協会	医療と介護の連携を担う人材育成を実施することで、質の高い訪問看護の提供、訪問看護の機能拡大に対応できる人材を育成するとともに、訪問看護未経験者も含め研修等を行うことで、訪問看護に従事する看護職員の確保に繋げる。	14,000	○
2 改	薬剤師による在宅医療提供体制整備事業	在宅医療が行える薬剤師を育成するため、フィジカルや無菌調剤技術の研修を実施する。 在宅医療を推進するための体制づくりとして、多職種との連携強化のための講演会や地域ケア会議に携わることのできる薬剤師の育成を行う。 また、地域の拠点となって在宅医療に必要な無菌製剤処理が行える薬局を整備する。	県薬剤師会、日南串間薬剤師会	在宅医療を行える薬剤師の育成及び在宅医療関係者との連携の充実により、薬局・薬剤師による在宅医療提供体制を強化することで、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数の増加を図る。 また、地域の拠点となる薬局に共同利用型の無菌調剤室を整備することにより、薬剤師による在宅医療提供体制の整備を進める。	8,500	○
3	訪問看護事業所強化推進事業	既存の訪問看護事業所において基盤強化を図るため、訪問看護職員の新規雇用等及び育成等に要する経費を支援する。また、訪問看護事業所を開設する事業者に対して、立ち上げまでに必要な初期費用等を支援する。	介護サービス事業者	県内全域で安定的かつ継続的に訪問看護サービスが利用できる環境が整備され、高齢者が安心して暮らせる環境が整う。	24,500	○
4 改	医療介護の多職種連携推進事業(在宅医療研修事業)	在宅医療を担う医師を対象とした研修を実施するほか、在宅療養を支える多職種連携のための研修を実施する。	県医師会	研修等を通じて医療と介護の一体となったサービスを提供できるようにすることで、在宅での死亡割合を増加させる。	17,000	
5 改	在宅歯科医療推進事業	在宅歯科医療に必要な医療機器の整備、ネットワークの構築による医療と介護の連携、関係者の人材確保等、在宅歯科医療の体制整備を図る。	各歯科医療機関、県歯科医師会、県歯科衛生士会等	歯科医療機関の設備整備や在宅歯科医療に従事できる人材の確保・育成、地域における医療と介護の連携体制が整備されることにより、在宅歯科医療の推進や体制の充実につなげるとともに、在宅患者の誤嚥性肺炎の予防等を図る。	17,000	○
6	医療的ケア児等在宅支援体制強化事業	重症心身障がい児(者)を介護する保護者の負担を軽減するため、日中一時支援等を新たに実施する医療機関や障害福祉サービス事業所の施設・設備整備等を支援し、より身近な地域で在宅サービスが受けられる体制強化を目指す。 また、重症心身障がい児(者)の受入を行う医療機関における医師・看護師等の資質向上に係る研修等を実施する。	各医療機関、障害福祉サービス事業所等	医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)の地域における在宅サービスの受入体制が強化され、総合周産期母子医療センターなどの高次の医療機関から身近な地域の医療機関や事業所へ、重症心身障がい児(者)のスムーズな移行が図られる。	27,440	
7	高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業	医師と多職種間の円滑な連携を図るため研修会を開催することにより高次脳機能障がい支援に関わる者の対応スキルを向上させ、県内における支援体制の強化を図る。	県医師会	当該事業の実施により療養退院支援や退院後の社会復帰支援等の相談を含む支援に携わる看護師や理学療法士、作業療法士等のスキルアップが図られるとともに、多職種間・同一職種間での連携づくりに資することで支援協力医療機関の増加を促進し、高次脳機能障がい者が退院後、地域において在宅療養生活が円滑に送れる体制づくりにつなげる。	500	
8	アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業	内閣府調査によると国民の約6割が「最期を迎えたい場所」について「自宅」を希望しており、今後、看取りの場所として「在宅」も可能とする体制の確保が求められている。人生の最終段階を本人の希望どおりに過ごすためには医療・ケアに関して本人の意思が尊重されることが重要であることから、アドバンス・ケア・プランニングに関する人材の育成及び普及媒体の作成等を行い、普及啓発を図る。	県	アドバンス・ケア・プランニングに関する研修会・実践報告会等を開催することや、普及媒体を作成することで、医療・介護に携わる人材や媒体を活用し、看取りに関する取り組みを行う市町村の増加につなげる。	7,400	○

「過年度」に○がついている事業は、過年度基金を活用予定であることを表す(一部活用も含む)。

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

IV 医療従事者の確保に関する事業

新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年 度
1	子ども救急医療電話相談事業	かかりつけ医が診療を行っていない時間帯(夜間)に電話相談窓口を設け、保護者の不安軽減につなげるとともに、小児救急医療機関への不要不急の受診を抑制し小児科救急医の負担軽減を図る。	県	年間365日を通して夜間の電話相談を受け付けることにより、不要不急の受診を抑制し、小児科医の負担軽減を図る。	11,852	○
2	小児医療推進事業(小児救急医療拠点病院運営事業)	医師不足等により体制維持が困難な小児救急医療拠点病院の運営を支援する。	都城市郡医師会病院	年間を通して小児救急医療拠点病院での診療が受けられる体制を整備し、小児重症救急患者の医療の確保を図る。	12,403	○
3	医療従事者確保のための救急医療利用適正化推進事業	県民に救急医療機関の適正受診を促すため、普及啓発を行う。 ・保護者等に向けて医療機関の適正受診等促す講座などの啓発を実施(県医師会に委託) ・県民に対する普及啓発の取組みを実施する市町村への支援(市町村への補助)	県医師会、地域団体等	各地域の小児科医が保護者等に説明する場を設け、また、適正受診・かかりつけ医を持つことの意義等について普及啓発を実施又は支援する市町村を支援することにより、休日夜間急患センターの小児患者が減り、救急医の負担軽減、地域の医療提供体制の維持につながる。	7,351	○
4	災害拠点病院等人材強化事業	各医療圏において、保健所と災害拠点病院等が中心となって、災害医療に関する訓練・研修を実施する。	災害拠点病院、DMAT指定医療機関	各医療圏において、関係機関が連携して災害医療訓練・研修を企画・実施することで、関係者同士の連携及び知識・技能が向上し、災害時における体制構築の迅速化につなげる。	6,000	○
5	宮崎大学「地域医療・総合診療医学講座」運営支援事業	宮崎大学医学部「地域医療・総合診療医学講座」の運営を支援する。 (講座の具体的内容) ・地域医療マインドの醸成 大学でのカリキュラムに加え、様々な機会での医学生に対する地域医療教育の充実を図る。 ・地域医療の教育拠点である地域総合医育成サテライトセンターの運営を通して、総合的な診療能力を有する専門医の育成を図る。 ・多職種連携を円滑に進めるため、コーディネーターを養成する。	宮崎大学	医学生の段階から地域医療に係る実習機会を多く設け、地域医療を支える総合診療医の意義や重要性に対する認識を深めるとともに、総合診療医を核とした、医療・介護、福祉等の多職種連携の強化に取り組み、本県の地域医療を担う高度な人材の育成、確保につなげる。	40,000	○
6	専門医育成事業	・産科、小児科及び総合診療の専門研修を行う専攻医に研修資金を貸与する。 ・大学及び県内小児医療機関が共同して、小児科専攻医を対象とした症例研究会を実施する。	県、県医師会	産科医・小児科医及び総合診療医を目指す専攻医に対する研修環境の充実が図られ、県内における産科・小児科及び総合診療医の確保につなげる。	19,048	
7	女性医師等就労支援事業	ワークライフ・バランスに対する意識の啓発から、情報提供・相談、就労継続支援、復職・キャリアアップ支援をワンストップで対応できる体制を構築し、女性医師等が働き続けられる環境を整備する。	県医師会	県内の医療機関に勤務する女性医師等の勤務環境改善、仕事と家庭の両立が図られ、勤務継続や復職する女性医師等の増加につなげる。	15,769	○
8	産科医等確保支援事業	・医師及び助産師に対し分娩手当を支給している分娩施設に対し、手当支給額の一部を補助する。 ・中高生や医学生を対象に産科医の魅力を発信する取組を支援する。	産科医療機関、宮崎大学	産科医等の処遇改善や産科医選択の意欲醸成を図り、全国的に減少傾向にある産科医等の確保につなげる。	16,966	
9	宮崎県地域医療支援機構運営事業	宮崎県と宮崎大学、宮崎県医師会、市町村等が密接に連携し、医師の育成・確保対策のために以下の事業を実施する。 ・機構医師等配置事業(機構医師等による医学生向けキャリア支援、地域枠等情報管理システムの保守・管理等) ・医師養成・確保支援事業(研修会、説明会開催等) ・情報発信事業(ウェブサイト運営、広報誌作成、新聞広告) ・医師スキルアップ支援事業(専門医等の資格取得、更新への支援等)	県、県医師会、宮崎大学等	キャリア形成プログラムの充実と適用者の確保、県外からの医師招へい及び専門医等に対する資格取得等のスキルアップ支援などを通じて、医師不足及び地域偏在等の重要課題解消を目指す。	105,444	
10	若手医師キャリアサポート事業(医学生サポート事業)	・地域医療への従事に対する意識を高め、将来宮崎県に定着するよう啓発するセミナーを開催する。 ・さらなる医療技術のレベルアップを図るための県内外実習を支援し、医学教育の充実を図る。	宮崎大学	地域枠等医学生に啓発や実習支援を行うことで、将来的に宮崎県に定着する医師の増加につなげる。	3,500	○

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

IV 医療従事者の確保に関する事業

	新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年度
	11 改	医療勤務環境改善 支援センター事業	医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点 として、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機 関の勤務環境改善を促進するための支援を行う。	県医師会、県看護 協会	勤務環境改善に取り組む医療機関の増加 が図られ、医療従事者の県内定着確保に つなげる。 また、令和6年度より開始される医師の 時間外労働上限規制に向け、各アドバイ ザーを医療機関に派遣することにより、 医療機関の宿日直許可申請等を積極的に 支援する。	9,913	
	12	医師修学資金貸与 事業	将来地域医療の現場を支える医師として県内への定 着が期待できる医学生に対し、修学資金を貸与する。	県	貸与者へのキャリア形成プログラムの適用、キャリア 形成卒前支援プログラムの適用、医師少数区 域での従事義務の履行を通じ、地域医療を 支える医師の確保を図る。	215,772	
	13 改	看護師等養成所運 営支援事業	看護師等養成所の運営に必要な経費についての補助 を行い、看護師等養成所の強化及び看護師等教育の 充実を図る。	各郡市医 師会、各 法人	看護師等養成所の運営に必要な経費を補 助し看護師等教育を充実させることで、 看護職員の安定的な養成と確保を図る。	242,827	
	14	宮崎県ナースセン ター事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で未就業の者 に対し、医療機関等と連携した就業促進に必要な支 援等を行う。	県看護協 会	未就業看護職員の再就業促進等を医療機 関等と連携して行うことで、看護職員の 質の向上や安定的な確保につなげる。 また、看護職希望者や家族に対し、知識 と技術を持つプロフェッショナルとして の看護の本質及び魅力を伝え「看護」に ついて考える機会を提供することで、イ メージアップ及び人材の確保・定着につ なげる。	13,243	
	15	特定行為に係る看 護師の研修制度推 進事業	特定行為研修制度への理解を深めるための研修会や 推進に関する検討会を開催する。また、特定行為研 修指定研修機関や特定行為研修協力機関としての準 備および運営を行う医療機関等に対して経費の一部 を補助する。	県、各医 療機関	特定行為研修制度の周知を行うことによ り特定行為の必要性の理解が進み、修了 者の活躍につながる。また、県内での研 修受講環境を整えることにより、特定行 為研修修了者の増加を図る。	21,846	
	16	実習指導者講習会 事業	看護教育における実習の意義及び実習指導者として の役割を理解し、効果的な実習指導を行うために必 要な知識、技術を習得させる講習会を行う。	県看護協 会	看護教育における実習の意義及び役割 を理解し、効果的な実習ができるよう必要 な知識・技術を修得させ、指導者として の質の向上を図ることで、県内医療機関 における看護教育の充実と県内就業先の 魅力向上につなげる。	3,273	
	17 改	新人看護職員卒後 研修事業	・新人看護職員研修推進事業 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産 師、看護師及び准看護師の臨床研修体制の支援、研 修責任者の育成及び地域における連携体制の構築を 図るための研修会等を開催する。 ・新人看護職員研修事業 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産 師、看護師及び准看護師の看護の質の向上及び早期 離職防止を図るため、各医療機関において基本的な 臨床実践能力を獲得するための研修を実施する。	県看護協 会、対象 医療機関	新人看護職員の臨床実践能力の向上を 図ることで、離職を防止し、看護職員の確 保につなげる。	21,900	
	18	病院内保育所運営 支援事業	県内に所在する病院及び診療所に従事する職員の離 職防止及び再就業を促進し医療従事者の確保を図る ため、病院内保育施設を運営する事業者を支援す る。	各医療機 関	病院内保育施設を設置している病院に運 営費を補助して看護職員の働きやすさ確 保のための環境整備を行い、離職防止及 び未就業看護職員の再就業を促進する。	8,148	○
	19	障がい児者歯科保 健医療推進事業	県内唯一の障がい児者専門の歯科診療所である宮崎 歯科福祉センター（以下「センター」と言う。）に勤務 する歯科医師等の育成・定着を図るため、研修会参 加や学会参加等の経費を支援し、資質の向上に努め る。 また、障がい児者等が住み慣れた地域で安心して歯 科治療を受けられるよう、地域の協力歯科 医師等を対象とした研修会等を行う。	宮崎市郡 歯科医師 会、宮崎 県歯科医 師会、宮 崎県歯科 衛生士会	センターにおいて障がい児者専門医及び 歯科麻酔医を確保、定着させ、全身麻酔 法等による歯科治療を行える体制を維持 する。 また、センターが中心となって研修会等 を開催し、センターと地域の協力歯科医 師等の連携を図ることで、障がい児者が 地域において安心して歯科治療を受けら れる体制を整備する。	2,000	○
	20 改	安心してお産ので きる体制整備事業	県医師会（県産婦人科医会）における研修等の開催 を支援することで、県内の産科医療に係る研修環境 を充実させ、産科医療従事者のスキルアップを図 り、安心してお産のできる体制を整備する。	県医師会	県内の産科医療従事者の資質を向上させ ることで、周産期救急医療に効果的に 対応することができ、県内全域において、 高水準の医療を提供することができる。	6,500	

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

IV 医療従事者の確保に関する事業

	新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年度
21		アレルギー専門医等育成による小児医療支援事業	本県に専門医が少ないアレルギー分野の基礎的な研修会・講習会等へ医師が参加するための費用を助成する。	県、宮崎大学	アレルギー分野の基礎的な研修会・講習会へ参加することにより、アレルギー専門医を目指すきっかけづくりを行い、専門医の養成につなげる。 また、アレルギー専門医やアレルギー分野の研修等を受けた医師が増え、アレルギー疾患を抱える小児に対応できる医師が増えることにより、小児医療の充実及び小児科医師の負担軽減につなげる。	3,000	○
22	改	効率的な医療提供方法検討事業	市町村等が行う効率的な医療提供方法の検討等に要する経費を支援する。	市町村	検討経費を支援することで、中山間地域の効率的な体制構築を推進する。	3,330	○
23	改	ICTの活用等による医療体制整備支援事業	市町村等におけるICT等を用いた効率的な体制、勤務環境、女性医療従事者に配慮した病棟や住宅改修を支援する。	市町村	ICTを活用した効率的な医療提供や勤務環境づくりを促進し、中山間地域における医療体制を整備する。また、施設整備によって勤務環境や住環境の改善を行い、勤務医の確保、定着を図る。	19,270	○
24	改	救急医療人材確保推進事業	救急医の確保、養成を行う宮崎大学医局の取組み・運営を支援する。	宮崎大学	①宮崎大学医局(病態解析医学講座救急・災害医学分野)の安定的な入局者(専攻医)の確保 ②救急科専門医及び指導医の育成 ③宮崎大学医局から県内救急拠点医療機関への医師派遣促進(専門研修連携施設の増加等) ④中山間地域の救急医療体制の確保(拠点医療機関の強化及び中山間地域への医療提供)	11,100	○
25	改	中山間地域医療人材交流研修事業	中山間地域の医療人材の確保・育成のため、中山間地域と都市部の医療機関の看護師の相互人材交流事業の実施に係る経費を支援する。	県、市町村	中山間地域の医療機関の研修機会を充実させることで、看護職員の意欲や資質の向上が図られ、意欲ある看護職員の確保・定着につながる。	3,343	○
26		歯科医療従事者養成学校設備整備事業	県内2か所ある歯科医療従事者養成学校の設備を整備し、教育環境の充実を図る。	歯科医療従事者養成学校	歯科医療従事者養成学校の環境整備を行い、より一層、質の高い人材確保・育成を通じ、県民の歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上を図る。	10,500	○
27		看護人材獲得支援事業	・看護マネジメント等の経験を持つ支援員が、医療機関等へ人材マネジメントの助言等を行い、看護人材確保等に関する相談体制を強化する。 ・外部講師の招聘や先進地視察等により院内の教育研修体制を整備する医療機関に対し、その経費を補助する。 ・認定看護師、専門看護師、特定行為研修の教育課程に職員を派遣する医療機関等に対し、その経費を補助する。	県、医療機関等	医療機関における求人・求職のマッチングが促進されるとともに、院内の教育研修体制や働きやすい職場環境が整備されることで、看護人材の確保と定着が図られる。	18,987	○

「過年度」に○がついている事業は、過年度基金を活用予定であることを表す(一部活用も含む)。

令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分)計画(案)

VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

新規改善	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	基金 予算額 (千円)	過 年 度
1	地域医療勤務環境改善体制整備事業	地域医療に特別な役割があり、かつ勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を定める医療機関に対し、労働時間短縮に向けた体制整備に要する費用等を補助する。	医療機関	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に要する費用等を補助することで、勤務医の労働時間を短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。	79,800	○

「過年度」に○がついている事業は、過年度基金を活用予定であることを表す(一部活用も含む)。